

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

危険な盛土等を防止するための仕組み

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

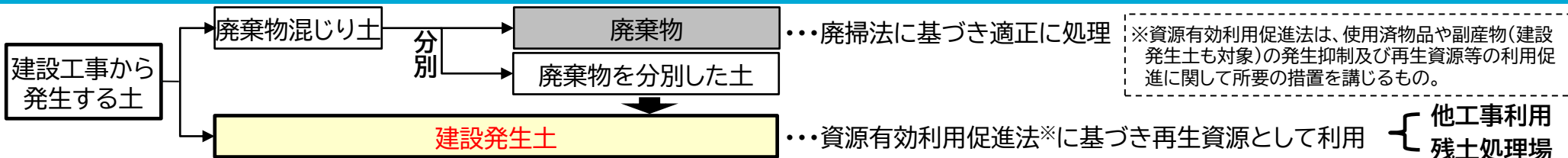
【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国 : 99%
都道府県: 88% 政令市: 77%
市区町村(政令市除く) : 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m³ → 500m³)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化
【省令改正: R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化
【政令改正: R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の持続確認を義務化
【省令改正: R5.5.26施行】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化
【告示: R5.5.26施行】

【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化
【省令改正・告示: R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社
工事所在地 : ●●市●●町●●
建設発生土 : ●●●● m³
搬出先 : ●●工事 ●●●● m³
●●処分場 ●●●● m³
コンクリート : ……………
アスファルト・コンクリート : ……………
木材 : ……………

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

- ・ 国又は地方公共団体が管理する場所
- ・ 他の建設現場で利用する場合
- ・ 登録ストックヤード

盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

適正化指針の変更

閣議決定：令和4年5月20日

適正化指針を改正し、設計図書等へ搬出先に関する情報等を明記するよう記載

◇適正化指針※1の変更ポイント（関係部分抜粋）

○建設発生土の適正処理

建設発生土の適正処理の推進のため、

- ・設計図書に明示するなどして関係間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記
- ・予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記

※1適正化指針（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）とは

- ・入契法(※2)に基づき国交・総務・財務大臣が案を作成し閣議決定
- ・発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる義務を負う
- ・国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方自治体に対し、特に必要と認められる措置をこつすべきことを要請

※2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

標準請負契約約款改正

中建審勧告：令和4年6月21日
令和4年9月2日

標準請負工事約款を改正し、中央建設業審議会より勧告

◇公共及び民間工事の標準請負契約約款を改正

- ① 仕様書に搬出先の名称・所在地を定めるよう注記（令和4年6月21日）
- ② 再生資源利用促進計画（土砂搬出等）を作成し発注者へ提出・説明することを注記（令和4年9月2日）

標準請負契約約款の改正について

○入契法適正化指針及び資源有効利用促進法省令改正を踏まえ、標準請負契約約款の改正を中央建設業審議会より勧告

青字：令和4年6月21日勧告 ……仕様書に搬出先の名称・所在地を定めるよう注記

赤字：令和4年9月 2日勧告 ……再生資源利用促進計画（土砂搬出等）を作成し発注者へ提出・説明することを注記

公共工事標準請負契約約款の改正

建設工事請負契約書（抜粋）

（八 建設発生土の搬出先等）

〔注〕この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

（略）

民間建設工事標準請負契約約款（甲）の改正

建設工事請負契約書（抜粋）

八、その他

注（略）

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施行前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

（略）

公共工事標準請負契約約款は、国、地方公共団体等のみならず、電力、ガス、鉄道、電気通信等の、常時建設工事を発注する民間企業の工事（※）についても用いることができるように作成され、国の全ての機関、都道府県、政令指定都市、公共法人等に加え、電力会社、ガス会社、JR各社、NTT等の民間企業に勧告されている。

約款（甲）：民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との請負契約（※を除く）についての標準約款

約款（乙）：個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約についての標準約款

資源有効利用促進法 政省令改正(第一弾)の概要

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日
(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資源利用促進計画に関して、

- ・計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

※ 2つの省令の関係部分を改正

- ・再生資源省令
(土砂等を工事に利用する際の省令)
- ・指定副産物省令
(土砂等を工事から搬出する際の省令)

(2) 元請業者責任の強化等

- ・計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

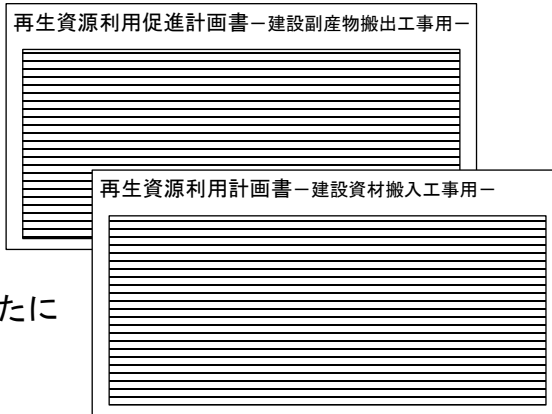
盛土規制法の施行に合わせ、更なる省令改正
(搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・
土砂受領書等の確認義務化等)

省令改正(第一弾) 元請業者の責任強化



元請業者

令和5年1月1日以降に新たに
契約する工事に適用



●再生資源利用（促進）計画の作成



発注者

●計画の作成後速やかに、**発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明**する

- 計画に**変更が生じたときは**、速やかに計画を作成し、その変更内容を**発注者に速やかに報告**を行う
- 建設工事の完了後速やかに、計画の実施状況を記録するものとし、**発注者から請求があったときは、当該実施状況を発注者に報告**を行う



●**計画を現場の見やすい場所に掲示** (デジタルサイネージによる掲示、インターネットによる公表に努めること)



●計画及びその実施状況の記録について**工事完成後5年間（1年間から延長）保存**

元請及び下請け企業は、契約に際し、**運搬費その他処理経費の適切な見積り**に努める

- 指定副産物省令（建設副産物を搬出する際の省令）
再生資源利用促進計画の作成対象
 - ・建設発生土 **500m³以上（1,000m³以上から拡大）**
 - ・コンクリート塊
 - ・アスファルト・コンクリート塊
 - ・建設発生木材
 合計が200t以上
- 再生資源省令（建設資材を搬入する際の省令）
再生資源利用計画の作成対象
 - ・土砂 **500m³以上（1,000m³以上から拡大）**
 - ・碎石 500t以上
 - ・加熱アスファルト混合物 200t以上

○省令改正で再生資源利用(促進)計画等を工事現場の公衆の見えやすい場所に掲載することとした

○これに伴い国土交通省のホームページで掲載している参考様式に掲示様式を追加し公開

建設副産物情報交換システム(COBRIS)で、掲示様式に必要な情報が自動的に記入される

ホームページ公表の掲示様式(参考)

再生資源利用促進計画書 ー現場掲示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名	法人番号			作成・更新年月日	令和 年 月 日
	請負会社名			工事責任者	
	会社所在地	TEL			

工事名		工事施工場所		工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
-----	--	--------	--	----	-----------------------

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現場外搬出について							再生資源 利用促進率
		②利用量 小数点第三位まで	③現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	④再生資源 利用促進量	②+④ ① (%)	
コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン			
掘削等以外の、ブロック状の 塊状物(コンクリート等)				搬出先2			トン	トン	0.000 トン	0%	
アスファルト コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン			
				搬出先2			トン	トン	0.000 トン	0%	
第一種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	
第二種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	
第三種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	
第四種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	
資源土以外の ※	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	
資源土※ (建設汚土を除く)	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³			
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0%	

※ 発注者と協議し、必要に応じて記載

※既存の再生資源利用(促進)計画様式に掲示様式のシートを追加し、「発注者の商号、名称又は氏名」の記入を除き、既存様式に入力した内容が、掲示様式に自動的に転記される。

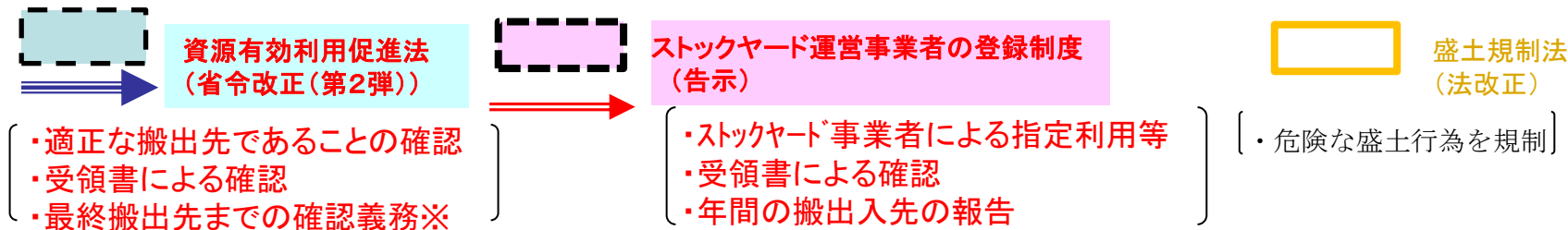
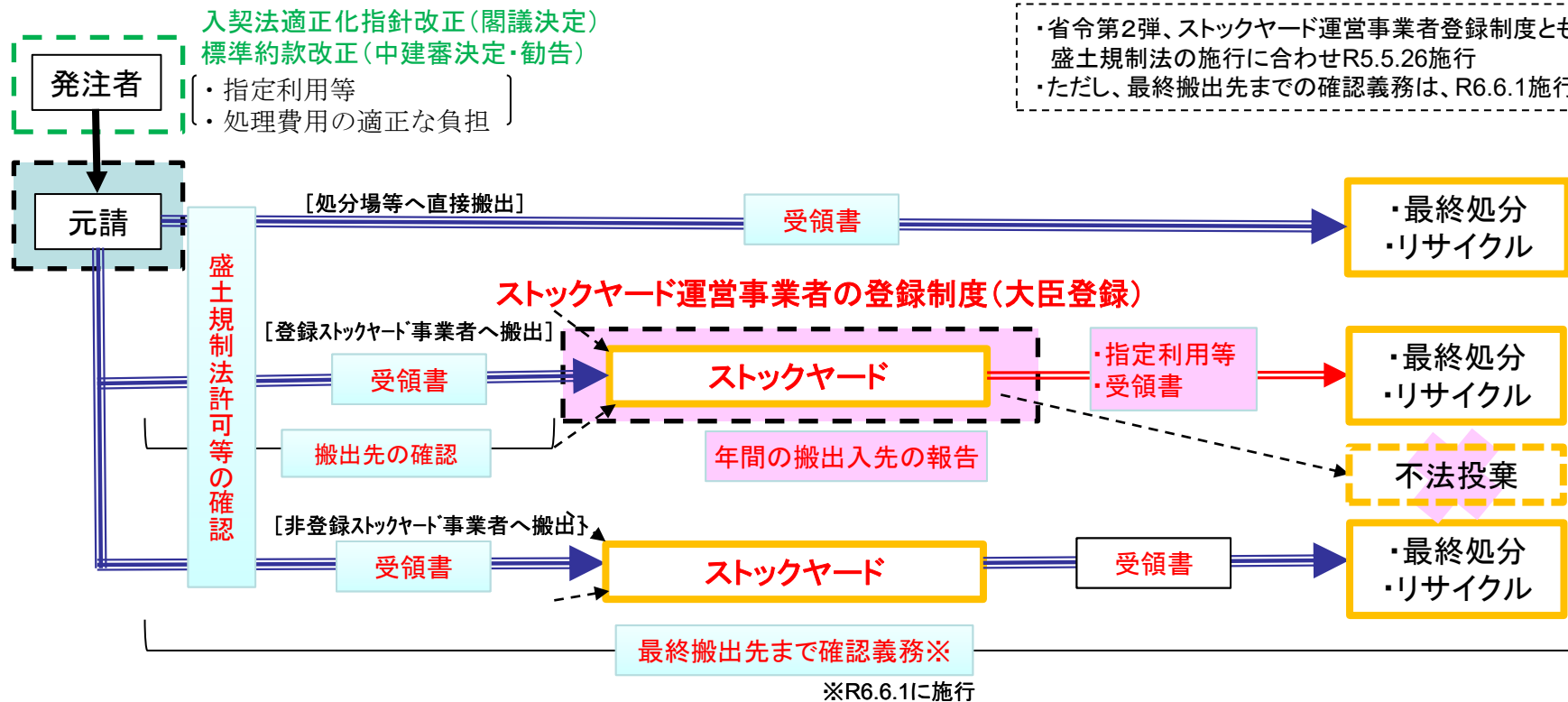
【ホームページ掲載先】

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法の施行にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

- ・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行



資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

（1）適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果票）として現場掲示
- ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
- ※
 - ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①～④の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

（2）土壌汚染対策法への対応

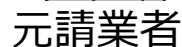
- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法等の状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に現場掲示

注）令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）

（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等）

（1）（2）を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行、ただし、（※）については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行

国土交通省



元請業者

令和5年5月26日以降に
新たに契約する工事に
適用

●再生資源の利用促進に関する責任者の配置

再生資源利用促進計畫書—建設副產物搬出工事用—

[illegible]

●盛土規制法の許可地であるか等の確認

[illegible]

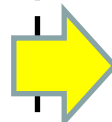
- ・ **事前に**当該工事の搬出先が**盛土規制法の許可地であるか等を確認**し、結果（確認結果票）を再生資源利用促進計画に添付
- ・ 発注者の**土壌汚染対策法等の**手続状況を確認し、確認結果票に記載

●再生資源利用促進計画の作成



発注者

- 計画の作成後速やかに、発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明する



- 計画を現場の見やすい場所に掲示

- ## ●作成した計画を建設発生土の運搬事業者へ通知



- ## ●最終搬出先までの確認（令和6年6月1日施行）

- ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

※令和6年6月1日以降に契約する工事に適用

- 搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認



- 計画及びその実施状況の記録、受領書の写しについて**工事完成后5年間保存**

令和○年○月○日

（提出元）
●●●●建設工事
責任者 ●●●● 殿 （受領先）
●●●●課

土砂受領書

受領先の名称及び所在地

受領した管理者の氏名
提出元の名称及び所在地

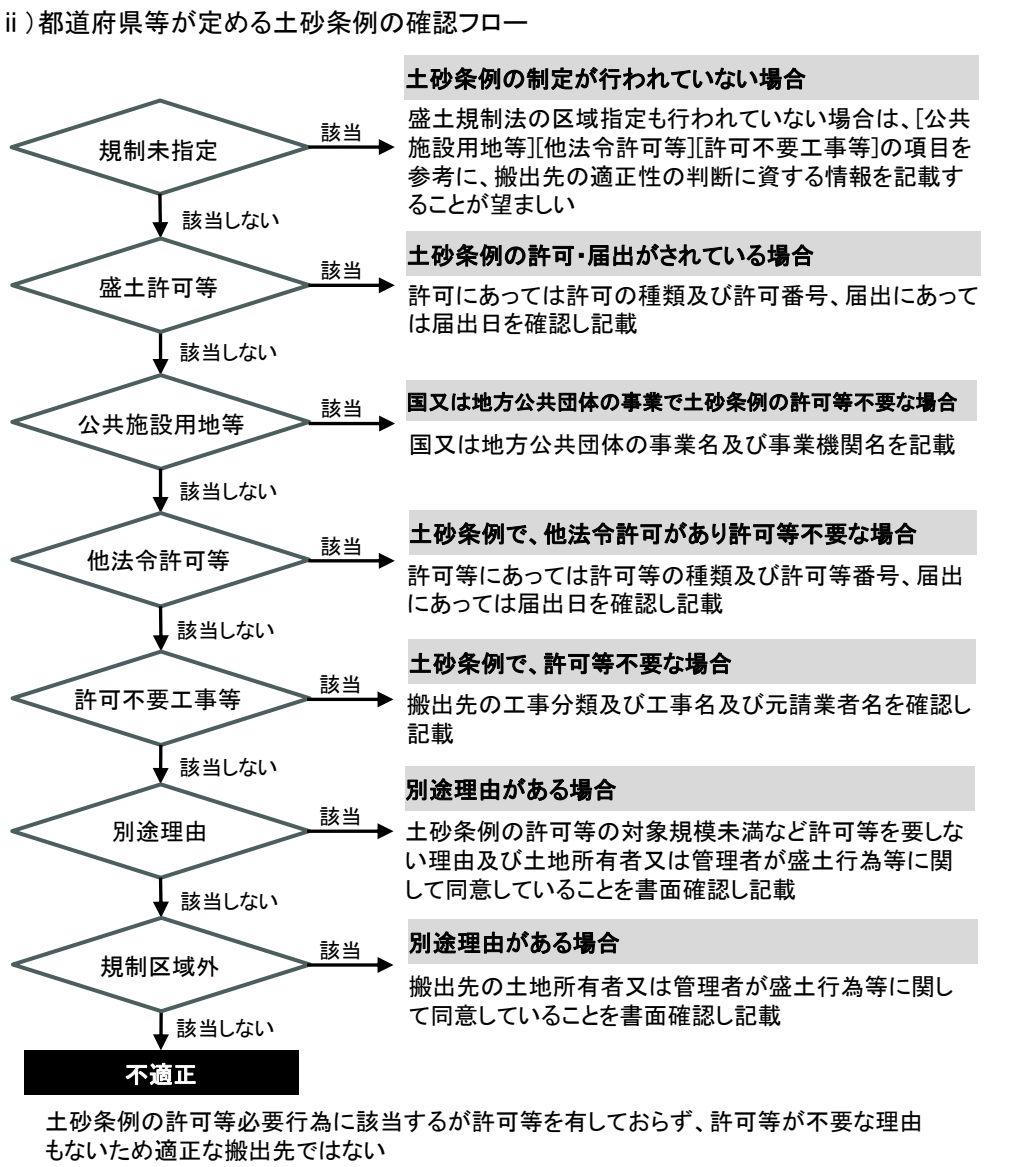
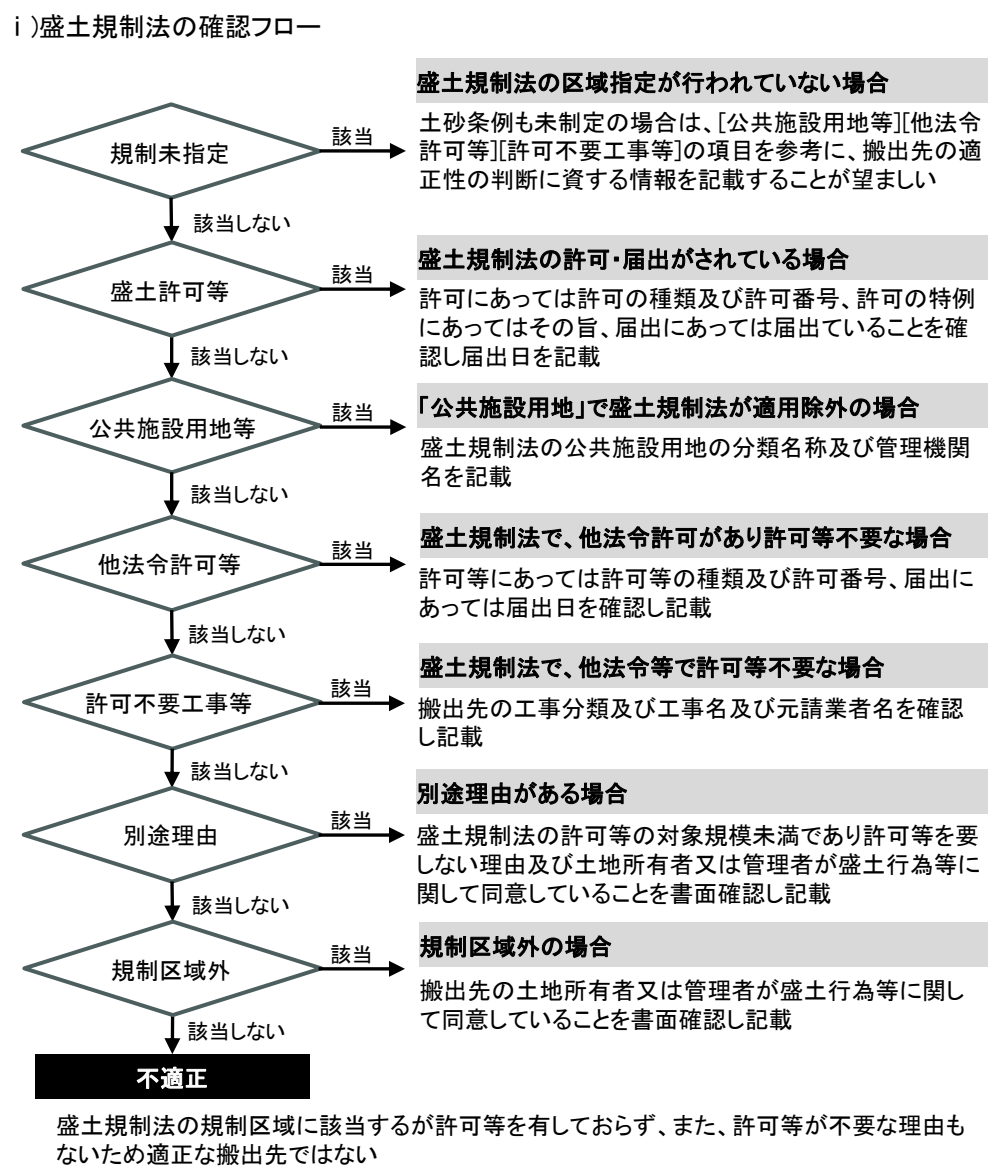
土砂の搬出量

搬入が完了した日

■黒 ■青 ■市 ■町 ■寄地 ■
●黒 ●青 ●市 ●町 ●寄地 ●地内
●盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●（地山量）
一級堆積 ●●●●第1種建設発生土 ●●●●（地山量）
令和○年○月○日

搬出先の適正確認について

搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の確認においては、下記のフローにより確認



受領書(搬出したことを証する書面)記載例

- 受領書の交付により、元請建設工事業業者等※¹が土砂をどこに運んだのかを明確にするとともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。
- 受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。

記載事項

- 搬出先の名称
- 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- 搬出元の名称
- 搬出量
- 搬出が完了した日
- 土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積)※²
- 土質区分※³及び地山量、締固め量、ほぐし土量

※¹ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

※² 盛土利用等:土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積:土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※³ 土質区分は、発生土利用基準(国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号平成18年8月10日による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系((公社)地盤工学会)による。

- 令和6年6月1日以降新たに請負契約を締結する工事の元請建設工事業業者等は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先から(右記の①～③を除く)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに受領書記載事項を記載した書面を作成すること。
- 計画の記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面の様式はHPに掲載しています。(「建設発生土の搬出先計画制度」と検索)

※別添1 計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面(参考例)

受領書(記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)
●●●●●建設工事
責任者 ●●●●● 殿

(受領先)
■市■課
責任者 ■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地: ■■■■仮置き場
■■県■■市■■丁目■番地■

受領した管理者の商号: ■■市

搬出元の名称及び所在地: ●●●●●建設工事
●●県●●市●●調●丁目●番地●地内

土砂の搬出量: 盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)
一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)

搬入が完了した日: 令和●年●月●日

最終搬出先までの確認が不要となる搬出先

- ① 国又は地方公共団体の管理する場所
- ② 他の工事現場での利用
- ③ スtockヤード運営事業者登録制度に登録されたStockヤード

※土砂処分場は、再搬出されることが無いことが明確であれば、最終搬出先として書面に記載することで以後の確認は不要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

● 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

① スtockヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

② 登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③ 登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①～④の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

※

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所
- ② 他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③ 登録ストックヤード

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

④ 登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ① 業務に関する報告又は資料提出の請求
- ② 業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③ 不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤ 発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

資源有効利用促進法の省令改正等の施行スケジュール

- 資源有効利用促進法による建設発生土の搬出計画制度の強化について、盛土規制法の施行にあわせ施行
- ただし、ストックヤードを経由した場合の最終搬出先確認には、登録猶予期間(約1年)を設ける

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-------	-------	-------	-------

